

改訂

特別の教育的ニーズ がある 子どもの理解

介護等体験でも役立つ知識と技能

中瀬 浩一

井上 智義

樹村房

はじめに

本書は以下の読者を想定して執筆しています。

大学等の教職課程において「特別の支援を必要とする幼児，児童及び生徒に対する理解」を内容とする科目が，2019年度から必修とされることに伴い，そのためのテキストとしての役目を果たすことを第一の目的に作成しました。インクルーシブ教育が進む中，すべての学校園において，特別支援教育が行われることを鑑みて，幼稚園・小学校・中学校・高等学校などの教員になるための修得科目のひとつに，文部科学省が初めて単独科目として必修化しました。この科目には，障がい等による特別の支援を必要とする子どもの教育に関する理解とともに，障がいはないが母国語等により特別の教育的ニーズのある子どもに関する教育が含まれています。両者の内容を取り入れて作成されているテキスト類はほとんど見当たらないことが執筆のきっかけとなっています。

また，現在，小学校または中学校教員の免許状を取得するにあたっては，「介護等体験」が義務づけられており，大学等において，取得を希望する学生に対して，特別支援学校の教育や福祉施設等での生活に関する知識・理解に関する事項の事前指導が行われています。本書は，その事前指導や事前学習にも役立てられるよう内容の構成を検討しました。

本書のコンセプトとして，いわゆる「ハウツー」を羅列した内容とはなっていないことがあります。「特別の教育的ニーズのある子ども」の教育に関して，それぞれの障がい種ごとに優良な専門的書籍が多く存在していますし，特別支援教育全般に関する良書も多くあります。本書は，障がい種別の教育方法やいわゆる学習として「覚えるべき」要点をまとめた書ではなく，特別の教育的ニーズのある子どもについて初めて学ぶことになるであろう人を想定して，障がいをどうとらえるか，教育的ニーズのある子どもが教室にいたときどのような視点が必要か，これからの超高齢化社会を意識したライフスタイルをどう考えていくか，等について，その「足がかり」「入門」として誘うことを念頭においています。そのため，本書の内容は考えるきっかけを与える事項をトピックス的に取りあげるとともに，見開き1タイトルとして，左項に解説，右項に

図表を基本として、どこからでも読み進めることができるようになっていきます。読みやすさを考えた構成をしていることから、教職課程で学ぶ学生だけでなく、特別支援学校や小中高等学校等の教員にとっても、「特別の教育的ニーズ」について考えを深めるきっかけになるものと確信しています。教室の中にいる「特別の教育的ニーズ」のある子どもへの直接的な指導や支援に関心が向かいやすいですが、少し離れてみてもう一度考え直したり、見方を広げたりすることに役立つと思います。

執筆は、特別支援教育を専門とする中瀬がⅠ部とⅡ部を担当し、教育心理学を専門とする井上がⅢ部とⅣ部を担当しました。いずれの内容も、それぞれが大学での授業で実際に扱っているトピックスを多く取り入れていることも特徴といえます。各トピックスをきっかけに学生がどのような思考をめぐらし、意見交換を行うのかを想像しながら読んでいただければ幸いです。

最後になりましたが、本書の出版に際して、いろいろご助言をいただき、そしてお世話になりました樹村房の大塚栄一氏にこの紙面を借りて感謝申し上げます。

2018年2月

中瀬 浩一

改訂にあたって

初版発行から6年が経過し、内容的に古くなった項目や新たに追記すべき項目を精選して、改訂版の発行に至りました。「特別な教育的ニーズ」は、「個別の教育的ニーズ」と言い換えることができ、教師としてどのようなことを知り、考え、実践していくかが重要です。子どもの出生数の減少が続き、小中高校生の数は減り続けているのに、特別支援学校・特別支援学級・通級指導教室や通常の学級で支援・配慮が必要とされる子どもは大きく増えています。本書が引き続き、小・中・高等学校の教員を目指す教職課程の学生や現場の教員にとって、その考え方、見方の転換につながればとてもうれしく思います。

2024年2月

中瀬 浩一

も く じ

はじめに	3
I 特別支援教育の理念と「障がい」のとらえなおし …(中瀬浩一)	7
II 教室に特別の教育的ニーズがある 子どもがいたとき	(中瀬浩一) 49
III 教室に日本語使用の難しい子どもがいたとき	(井上智義) 79
IV 福祉の教育と人間の感情	(井上智義) 105
おわりに	137
引用・参考文献	139
資料	143
さくいん	203

I

特別支援教育の理念と 「障がい」のとらえなおし

- 1 特別支援教育の理念……8
- 2 インクルーシブ教育システム……10
- 3 ICFを活かす……12
- 4 特別支援学校……14
- 5 特別支援学校の教育課程……16
- 6 特別支援学級と通級指導教室……18
- 7 特別支援学校教員の免許状……20
- 8 8.8%の子どもたち（発達障がい）……22
- 9 通常の学級に在籍する「支援が必要な」子どもたち……24
- 10 どこからが「障がい者」？……26
- 11 きこえているのに、わからない……28
- 12 耳をふさぐことと、聴覚に障がいのある人のきこえ方は同じか？……30
- 13 視覚障がい者は、「見えない人」？……32
- 14 きこえない人には「手話」？……34
- 15 補聴器をつけていない、きこえにくい子どもたち……36
- 16 見え方をとらえなおす……38
- 17 きこえ方をとらえなおす……40
- 18 感じ方をとらえなおす……42
- 19 こだわり……44
- 20 保護者理解……46

I-1 特別支援教育の理念

2007(平成19)年度から始まった特別支援教育では、子ども一人一人の教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を行うことが掲げられている。

制度開始前年の2006年6月に「学校教育法等の一部を改正する法律」が成立した。第75条には、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び幼稚園においては、教育上特別の支援を必要とする児童、生徒及び幼児に対し、障がいによる学習上または生活上の困難を克服するための教育を行うものとしていることから、障がいのある子どもたちの教育は特別な教育の場だけで行うものではなく、すべての教育機関で行うべきものであることが明記された。

したがって、学校教員になろうとするとき、授業を行う教室の中に、障がいのある子どもがいることが「当たり前」であるという認識が必要になる。

文部科学省では、2022年3月から「障害の有無にかかわらず誰もがその個性や能力を伸ばし発揮できる環境の整備を推進する」ことを目的に「今後の特別支援教育の在り方に関するタスクフォース」を検討し下記のような成果をまとめた。

1 高等学校段階における障害のある生徒への支援

高等学校は、入学者選抜の存在や通信制や定時制といった制度の多様性など、義務教育段階とは異なる面があるが、特別支援教育を受ける生徒の数は年々増加。高等学校において、障害を含めた多様な生徒を受け入れるための支援を充実させる方策を検討する必要がある。

2 病気療養児への教育支援

3 特別支援学校の施設整備

https://www.mext.go.jp/content/20220613-mxt_tokubetu02-100002908-1.pdf

特別支援教育に関する最新の動きは、文部科学省のホームページに参考になる。URLとQRコードで示す。

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/main.htm



▶考えてみよう 何が「特別」なのだろうか？

表 I-1 特別支援教育に関する最近の年表

2003(平成15)年3月	「今後の特別支援教育の在り方について」報告
2005(平成17)年12月	中央教育審議会答申「特別支援教育を推進するための制度の在り方について」
2006(平成18)年6月	学校教育法等の一部を改正する法律が成立（特別支援学校制度の創設／小・中学校等における特別支援教育の推進／盲学校、聾学校、養護学校ごとの教員の免許状を特別支援学校の教員の免許状とするなど）
2006(平成18)年12月	国連「障害者の権利に関する条約」採択
2007(平成19)年4月	特別支援教育制度施行
9月	「障害者の権利に関する条約」日本署名
2009(平成21)年12月	「障害者制度改革推進本部」設置
2011(平成23)年	障害者基本法改正（「障害者の権利に関する条約」の国内法整備の一環として改正。合理的配慮概念の導入）
2012(平成24)年7月	「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」 「障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」公布。2013年4月施行。
2013(平成25)年6月	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」公布
2014(平成26)年1月	「障害者の権利に関する条約」批准
2月	「障害者の権利に関する条約」効力発生
2015(平成27)年4月	高等学校・特別支援学校高等部における遠隔教育の制度化
2016(平成28)年4月	「障害者差別解消法」施行
2016(平成28)年8月	改正発達障害者支援法施行（平成28年6月改正）
2017(平成29)年4月	通級による指導の教員定数の基礎定数化（平成29年3月義務標準法改正）
2018(平成30)年4月	高等学校等における通級による指導の制度化（平成28年12月学校教育法施行規則等改正）
9月	小中学校段階の病気療養児に対する同時双方向型授業配信の制度化（通知）
2019(令和元)年9月	「新しい時代の特別支援教育のあり方に関する有識者会議部」設置
11月	高等学校等におけるメディアを利用して行う授業に係る留意事項について（通知）
2020(平成2)年4月	学校教育法施行規則改正（高等学校等における病気療養中等の生徒に対するメディアを利用して行う授業の単位修得数等の上限を緩和）

[→資料1～8、10参照]

I-2 インクルーシブ教育システム

インクルーシブ教育システムの基本的な考え方は、障がいのある子どもが地域の学校・学級に単に「入っていれば」よいというものではない。共生社会を形成していくために、子どもの頃からの環境の改善を目指すとともに、障がいのある子ども自身の発達を補償しつつ、教育的ニーズに見合った教育のあらゆる選択肢を準備していこうとするものである。

障がいのある子どもが排除されず、地域の学校・学級に在籍し、その子どもの教育的なニーズに見合った教育を受けることができる、これは実現可能なものなのだろうか？ すべての地域・学校において、障がいのある子どもと障がいのない子どもが同じ教室でともに学び合うことは可能なのだろうか？ 特別支援学校に在籍する子どもは、居住する地域の学校とともに学ぶ機会はあるのだろうか？ それは効果的なのだろうか？ 地域の学校にその子どもの障がいに状況に見合った専門的な教育を実施することは可能なのだろうか？

聴覚障がいの子どものみが地域の学校で学ぶとき、音声情報の入りにくいことを補うための手段・配慮・支援があれば、学びや友人関係を保障することができるのだろうか？ 必ずしもそうとは言いきれない。聴覚障がいの子どもの中には、日本語の習得が不十分な子どもが少なからずいて、音声言語を文字に置き換えられたとしても、書かれた日本語を読んで意味を正しく理解できにくい子どもたちがいる。だからこそ、聴覚特別支援学校においては、教科指導と日本語指導が両輪のように一体となって指導が進められている。外国の映画に字幕があったとしても、難解な日本語字幕であれば、そのことばや使い方がわからない子どもは読めても意味が伝わらないことと似ている。子どもの日本語力に合った日本語訳の字幕が必要になる。子どもの教育的ニーズの中には、本人や保護者の要望だけではなく、子どもの持つ能力や特性に見合ったニーズという意味合いが隠されている。その教育的ニーズを誰が、いつ、どのようにして見極め、教育を受ける場をどのように決めるのかについては、ケースバイケース、個別に対応せざるをえない。地域の学校で障がいのある子どもを排除しない教育を進めていくということは、これらの検討を十分に行う必要があるといえる。

■インクルーシブ教育システム（inclusive education system）の基本的な考え方は、「人間の多様性の尊重等の強化，障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ，自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下，障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み」（障害者の権利に関する条約第24条）といえる。そのためには，障がいのある者が一般の教育システムから排除されないこと，自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること，個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。

■文部科学省「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」（平成24年7月23日，初等中等教育分科会，http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/houkoku/1321667.htm，参照2017-12-01）には、「インクルーシブ教育システムにおいては，同じ場で共に学ぶことを追求するとともに，個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して，自立と社会参加を見据えて，その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる，多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。小・中学校における通常の学級，通級による指導，特別支援学級，特別支援学校といった，連続性のある『多様な学びの場』を用意しておくことが必要である。」と書かれている。

[→資料6・7参照]

1 クラスの人数は何人？

小学校の1学級あたりの児童数は35人と法律で決められていますが，特別支援学校や特別支援学級も1学級の人数は35人なののでしょうか？

これは特別支援教育について学びはじめた人が抱く「疑問」のひとつです。

法律上の一学級あたりの子どもの数は，小中学校に設置されている特別支援学級は8人，特別支援学校は6人となっています。詳しくは資料13・14（p.194～）をご覧ください。

▶考えてみよう 2022年9月に国連障害者権利委員会が日本に勧告を行っています。どんな内容で，それに対する日本政府の対応から，日本におけるインクルーシブ教育の課題を考えてみよう。

I-3 ICF を活かす

世界保健機関（WHO）が発表した人間の障がいについての分類方法には1980年の「国際障がい分類（International Classification of Impairments, Disabilities and Handicaps : ICIDH）」と、その改訂版としての2001年の国際生活機能分類（International Classification of Functioning, Disability and Health : ICF）がある。

ICIDH の考え方は、「疾病 → 機能障害 → 能力障害 → 社会的不利」という流れとなっていた。つまり、その人の社会生活の中での生きにくさは、その人の疾病（障がい）が原因で発生するという人間の負の側面から障がいをとらえるものだった。社会的な不利を軽減解消するためには疾病や障がいをなくしていくことしか想定されていなかった。

ICF はもっと中立的な立場で人間を理解していこうとするもので、健康な生活を送っている人間はどのような機能が発揮されているかを、「心身機能・身体構造」「活動」「参加」というレベルに分類した。そして、その生活機能が損なわれた状態を「障がい」ととらえるようにした。「機能障害（構造障害を含む）」「活動制限」「参加制約」となって表される。ICF の英語名は「生活機能・障害・健康の国際分類」となっている。

さらに、これらの人間の生活機能の発揮の状況や障がいに対して影響を与える要素を「背景因子」とよび、「環境因子」と「個人因子」があるとした。脳性まひで歩行が困難で、車いすがないと移動ができず、段差のある公共施設には行けない、という見方からは、次の解決策が見えにくくなっている。エレベーターがあったり、周りの人のちょっとしたサポートがあれば公共施設施設に行くことや移動も可能になってくる。

「～ができない」という捉え方から、「○○すれば、△△ができるようになる」というとらえ方への変化は、障がい者に関わる私たちや社会がどのように関わっていけばいいかの指標ともなる。また、その人を多角的にとらえるということは、よりの確に実態を把握することにもつながる。学校教育場面では、より適切な子ども理解と今後の指導・支援の手立てが明らかになるだけでなく、関係者と共通の土台で情報を交換することにもつながる。

おわりに

樹村房の現社長、大塚氏と私が初めてお会いしたのは、2005年だったと記憶しています。そのときに、他の出版社から単著で出していた『福祉の心理学』という拙書を、大塚氏が熟読され、樹村房からも、少し異なる本を出すようにという、嬉しいお話を、その日のうちにいただきました。研究者にとっては、本が出せるということは、なかなか願ってもないことなのです。

そのようなことがあり、樹村房からは、教職課程に関わる本を、すでに3冊出版させていただいています。2007年には『教育の方法：心理学をいかした指導のポイント』、2011年には『発達と教育：心理学をいかした指導・援助のポイント』、そして、2016年には『教育の原理：歴史・哲学・心理からのアプローチ』の書物です。いずれも教育の重要な内容が詰まったものとなっています。

その副題から明らかなように、最初の2冊は、領域が微妙に異なるそれぞれ3名の心理学者が執筆しました。すなわち、心理学の視点から教育方法をとらえたもの、そして、心理学の知見を紹介しながら、発達と教育の問題を論じたものとなっています。大学における教職課程で設置されている、たとえば、「教育方法論」や「教育方法学」、あるいは、「発達と学習の心理学」あるいは、「教育心理学」などの科目は、一般的には心理学が専門の研究者が担当することになります。

3冊目の『教育の原理』は、日本教育史、西洋教育哲学、教育心理学と専門が異なる3名の研究者が、教育の理念、ならびに教育における歴史および思想に関する74のトピックを、バラエティ豊かに執筆しました。こちらの執筆者3名は、初版発刊当時、同志社大学で「教育原理」という科目をオムニバス形式で担当していました。3名が展開する授業のなかには、いずれかの一人が単独に講義をする時間の他に、複数回3名全員がそろって、受講生とともに議論する時間が設定されています。つまり、教育という広範囲な領域を、さまざまな角度から議論するということがそこでは実践されていたのです。

さて、この本『特別の教育的ニーズがある子どもの理解：介護等体験でも役立つ知識と技能』は、特別支援の豊富な実践経験をもった研究者である中瀬氏

と、教育心理学を専門にする井上が執筆しました。こちらの本の最後のⅣ部には「福祉の教育と人間の感情」というタイトルが付けられています。これについて、多少の説明をさせていただきます。

特別支援教育と福祉教育は、切っても切れない関係にあります。特別的教育的ニーズをもつ子どもたちは、いわゆる社会的弱者ととらえることが可能です。放っておかれると教育の場においても不利益を受ける子どもたちです。たとえば、日本語が十分使用できない子どもたちが、なんら支援もなしで、一般の子どもたちと一緒に学校で授業を受けると、どのようなことが起こるでしょうか。日本語で書かれた教科書の内容がわからないだけではなく、教師が話す内容もほとんど理解できません。日本語ができないことから生じる問題は、彼らの自己責任ではなく、適切な支援がなされないことから生じる不利益なのです。子どもが自己の言語を使用する権利を有していることは、子どもの権利条約からも明らかです。しかし、そのような権利を保障するためには、福祉の考え方が不可欠なのです。

また、Ⅳ部では、高齢者の認知や介護の問題なども扱っています。高齢者のなかには、裕福で健康面でも問題のない人たちが少なくないものの、やはり、その多くは社会的弱者です。適切な支援が与えられずに、放っておかれると、生命の危機すら迫ってくるような状況にいるお年寄りも決して少なくありません。ここでも、福祉の考え方を理解しておくことが必要になります。

小学校や中学校の教員免許状を取得する人たちには、介護等体験という実習が課されており、特別支援学校や、さまざまな施設に行くことになります。その施設には、高齢者の介護施設なども含まれます。最近では、核家族で育つ実習生が多いため、高齢者にどのようにかわってよいのかわからない人たちも少なくない聞きます。本書では、そのような介護等体験実習に行く前に、知識として持ち合わせておいた方がよいようなトピックを、このⅣ部で記述しています。

本書と前述の3冊を合わせた4冊は、教育の重要な内容を扱った、いわば教職課程のテキストのシリーズです。ぜひお手もとにお揃えください。

2024年1月

井上 智義

引用・参考文献 (洋書：著者のアルファベット順, 和書：著者の五十音順)

I 部

- Drotar, D., Baskiewicz, A., Irvin, N., Kennell, J., & Klaus, M. 1975 The adaptation of parents to the birth of an infant with a congenital malformation :A hypothetical model. *Pe-diatrics*, 56 (5), 710-717.
- 高橋信雄「聴覚障害学」石合純夫編著『言語聴覚障害学：基礎・臨床』新興医学出版社, 2001, pp.326-327. (Karen L. Anderson & Noel D. Matkin (1991), 大沼直紀訳 (1997) を高橋信雄が改変)
- 綾屋紗月・熊谷晋一郎『発達障害者当事者研究』医学書院, 2008.
- 小川征利「きこえの困難さ検出用チェックリストを用いた難聴と ASD の比較」教育オーディオロジー研究, Vol. 9, 13-17, 2015.
- 小淵千絵・原島恒夫編著『APD の理解と支援』学苑社, 2016.
- 香川邦生編『五訂版 視覚障害教育に携わる方のために』慶應義塾大学出版会, 2016.
- 山口真美『発達障害の素顔 脳の発達と視覚形成からのアプローチ』講談社 (ブルーバックス), 2016.

II 部

- 綾屋紗月・熊谷晋一郎『発達障害者当事者研究』医学書院, 2008.
- 小田侯朗「障害認識をめぐる研究の意義と本研究の位置づけ」国立特別支援教育総合研究所『聴覚障害児の障害認識と社会参加に関する研究』一般研究報告書 (平成13年度～平成15年度) 2004.
- 香川邦生編著『五訂版 視覚障害教育に携わる方のために』慶應義塾大学出版会, 2016.
- 国土交通省「ハイブリッド車等の静音性に関する対策について (報告) とガイドライン」2010.
- 千住淳『自閉症スペクトラムとは何かー人の「関わり」の謎に挑む』筑摩書房 (ちくま新書), 2014.
- 徳田克己・水野智美『障害理解 心のバリアフリーの理論と実践』誠信書房, 2005.
- 中邑賢龍・福島智編『バリアフリー・コンフリクト 争われる身体と共生のゆくえ』東京大学出版会, 2012.
- 難波寿和『14歳からの発達障害サバイバルブック』学苑社, 2016.
- 濱田豊彦「聾学校の自立活動における諸問題 (2) —「障害認識」と「社会性」を中心に」聾教育研究会, 聴覚障害, 60 (5), 43-48, 2005.
- 水野智美編著『はじめよう！ 障がい理解教育』図書文化社, 2016

Ⅲ部

- Fujisawa, K., Inoue, T., Yamana, Y., & Hayashi, H. The effect of animation on learning action symbols by individuals with intellectual disabilities. *Augmentative and Alternative Communication*, 27, pp.53-60, 2011.
- Shaules, J. *Deep culture: The hidden challenges of global living (Languages for intercultural communication and education)*. Multilingual Matters, 2007
- 井上智義・加藤茂「絵単語によるコミュニケーション・ツールソフトの開発：日本版 PIC 電子辞書の構成とその活用方法」信学技報 HCS, pp. 37-44, 1997.
- 井上智義『異文化との出会い！ 子どもの発達と心理：国際理解教育の視点から』ブレイン出版, 2002.
- 井上智義「日本におけるピクトグラムの活用とその方法」電子情報通信学会誌, 97 (12), 1055-1059, 2014.
- 清水寛之編『視覚シンボルの心理学』ブレイン出版, 2003.
- 藤澤和子・井上智義・清水寛之・高橋雅延『視覚シンボルによるコミュニケーション：日本版 PIC 実践用具』ブレイン出版, 1995.
- 藤澤和子編『視覚シンボルでコミュニケーション：日本版 PIC 活用編』ブレイン出版, 2001.
- マハラージ, S. C. 高橋雅延・井上智義・清水寛之・藤澤和子訳『視覚シンボルによるコミュニケーション：ピクトグラム・イディオグラム・コミュニケーション』ブレイン出版, 1995.

Ⅳ部

- Coleman, P.G. and O'Hanlon, A. *Aging and development*. London: Routledge, 2016.
- Erikson, E. H. (Ed.) *Youth: Change and challenge*. Basic books, 1963.
- Erikson, E. H. & Erikson, J. M. *The Life Cycle Completed; A Review (Expanded Edition)*. New York: Norton & Company, 1997.
- Kawasaki, Y., Janssen, S., and Inoue, T. Temporal distribution of autobiographical memory: Uncovering the reminiscence bump in Japanese young and middle-aged adults. *The Japanese Psychological Research*, 53, 1, 86-96, 2011.
- Zastrow, C. *Introduction to social work and social welfare: Empowering people*. Boston: Cengage Learning, 2017.
- 井上智義『福祉の心理学』サイエンス社, 2004.
- 上野谷加代子・松端克文・山縣文治『よくわかる地域福祉』ミネルヴァ書房, 2012.
- 佐藤嘉倫・吉田崇「貧困の世代間連鎖の実証的研究：所得移動の観点から」日本労働研究雑誌, 49, 75-83, 2007.
- 鈴木亮子「認知症を抱える人と家族」山口智子編『老いのこころと寄り添うこころ：介護職・対人援助触のための心理学』遠海書房, 2012.
- 富澤公子・Takahashi, M. 「奄美群島調高齢者の「老年的超越 (Gerotranscendence)」

形成に関する検討：高齢者ライフサイクル第8段階と第9段階の比較」立命館産業社会論集, 46, 1, 87-103, 2010.

野村信威「地域在住高齢者に対する個人回想法の自尊感情への効果の検討」心理学研究, 80, 1, 42-47, 2009.

湯原悦子「介護殺人の現状から見出せる介護者支援の課題」日本福祉大学社会福祉論集, 125, 41-65, 2011.

[執筆者]

中瀬浩一（なかせ こういち）

- 1986 大阪教育大学教育学部卒業
2001 大阪教育大学大学院教育学研究科修士課程修了
2015 兵庫教育大学大学院連合学校教育研究科博士課程修了
博士（学校教育学）
現在 同志社大学免許資格課程センター教授
主著 『視覚・聴覚・言語障害児の医療・療育・教育』（共著，金芳堂，2011），『聴覚障害教育の歴史と展望』（共著，風間書房，2012），『福祉技術ハンドブッカー健康な暮らしを支えるために－』（共著，朝倉書店，2013），『教育オーディオロジーハンドブック』（共編著，ジアース教育新社，2017）

井上智義（いのうえ・ともよし）

- 1978 京都大学教育学部卒業
1980 京都大学大学院教育学研究科博士前期課程修了
1982 京都大学大学院教育学研究科博士後期課程中途退学
1997 京都大学博士（教育学）
2005 同志社大学社会学部教授
2018 同志社大学名誉教授
主著 『教育の原理』（共著，樹村房，2016）『発達と教育』（共著，樹村房，2012），『誤解の理解』（編著，あいり出版，2009），『教育の方法』（共著，樹村房，2007），『福祉の心理学』（単著，サイエンス社，2004）

改訂 特別の教育的ニーズがある子どもの理解

——介護等体験でも役立つ知識と技能

2018年2月26日 初版第1刷発行

2021年9月2日 初版第4刷

2024年3月19日 改訂第1刷発行

著 者 中 瀬 浩 一
井 上 智 義

〈検印廃止〉

発 行 者 大 塚 栄 一

発 行 所 株式会社 樹村房
JUSONBO

〒112-0002

東京都文京区小石川5-11-7

電 話 03-3868-7321

F A X 03-6801-5202

振 替 00190-3-93169

<https://www.jusonbo.co.jp/>

印刷・製本／亜細亜印刷株式会社

©Koichi Nakase, Tomoyoshi Inoue 2024 Printed in Japan

ISBN978-4-88367-390-2 乱丁・落丁本は小社にてお取り替えいたします。